

受託法人における仮運転免許試験事務処理要領について（概要）

（平成29年2月28日 鹿免試第32号）

本通達は、鹿児島県公安委員会から受託法人に委託された仮運転免許に係る運転免許試験から仮運転免許証の作成・交付までの事務を行うために必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 仮免許事務を行う場所、仮免許事務の対象
- 受験申請の受理
- 適性試験
- 学科試験

等である。